平成２１年（フ）第２０４０号
大阪市生野区中川４丁目８番16号
破産者　西原　秀長
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７８９号
大阪府門真市北巣本町16番５号
破産者　上原安佐子（旧姓増田）
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０７４号
大阪市北区浪花町１番18―306号、前住所大阪市西淀川区大野３丁目２番11号
破産者　山中　吉之
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１６７号
大阪市平野区平野東３丁目５番20―602号
破産者　吉村　和樹
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４２４号
大阪府豊中市上津島２丁目１番９号
破産者　小田原清美
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４７４号
大阪府茨木市沢良宜西３丁目２番20号
破産者　寺田　恭彦
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４８３号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目22番25―505号
破産者　鍵岡　正孝
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５３０号
大阪府大東市諸福６丁目８番29号203号
破産者　堀江喜代子
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５６２号
大阪府八尾市佐堂町３丁目４番28―301号、前住所大阪府柏原市円明町２番83号
破産者　小舟　　勲
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５８３号
大阪府寝屋川市池田中町14番２―301号
破産者　瀧野　　茂
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６００号
大阪府枚方市香里ケ丘２丁目４番地の１―６―202
破産者　アシストコーポレーションこと　山根　光裕
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６４３号
大阪市西区南堀江２丁目５番24―502号
破産者　メガレオンレコードこと　寺嶋富士夫
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６８２号
兵庫県神戸市須磨区白川台３丁目66―11、住民票上の住所大阪府八尾市恩智南町２丁目90番地の10
破産者　板倉貴代子
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６８７号
大阪府豊中市庄内東町１丁目８番10号
破産者　寶田　恵三
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７５７号
大阪府高槻市野田３丁目23番３号
破産者　森本　笑子
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８６４号
大阪府池田市荘園２丁目１番13号ハビタシオンＢ―105
破産者　中島　　徹
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８７８号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目19番19―102号、前住所大阪府豊中市庄本町２丁目８番32号
破産者　藤原　　孝
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９５４号
大阪府箕面市稲６丁目５番38号　ひかり箕面パレス102号、開始決定時の住所大阪府豊中市宮山町３丁目５番14号
破産者　苗井　康行
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６１８号
大阪市阿倍野区阪南町２丁目１番15―401号
破産者　板金　善一
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部